

上郡町有料広告掲載の取扱いに関する要綱運用基準

訓 令 第 2 号

平成23年12月7日

改正 平成24年4月2日訓令第1号

(趣旨)

第1条 この訓令は、上郡町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成20年上郡町告示第31号。以下「取扱要綱」という。）第3条及び第4条の規定の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(基準の運用解釈)

第2条 この訓令の運用及び広告掲載の可否の決定等にあたっては、行政の公平性及び中立性、自主財源の確保並びに社会通念等を踏まえ、総合的に判断しなければならない。

(広告掲載の基準の運用)

第3条 取扱要綱第3条に規定する広告掲載の基準については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 町の品位、公共性および公益性を損なうものであって、町民に不利益を与えるものとは、おおむね次のとおりとする。
 - ア あたかも町が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
 - イ 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
 - ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に関するもの
 - エ 暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体などその構成員がその活動のために利用するもの
 - オ 暴力や犯罪を肯定し助長するもの
 - カ 宗教性のあるものや迷信、非科学的なもので、利用者を迷わせたり、不安を与える恐れのあるもの
 - キ 靈感商法等悪質商法と認めるもの
 - ク 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
 - ケ 人材募集広告については労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - コ 人材募集の広告に見せかけて、商品、材料及び機材の売りつけや資金集めを目的としているもの
 - サ 公的機関・行政機関からの行政指導を受け、改善をしていないもの
 - シ 明らかに模倣、盗作などとみなされる表現のもの
- (2) 法令等（兵庫県及び町の条例、規則を含む。）に違反し、又は抵触するおそれのある

ものとは、次のとおりとする。

- ア 独占禁止法に違反する建築条件付き宅地の広告
- イ 医療法・薬事法等の広告制限に抵触する恐れのあるもの
- ウ 特定商取引に関する法律の広告規制に抵触する恐れのあるもの
- エ 不当景品類及び不当表示防止法の表示規制に抵触する恐れのあるもの
- オ 健康増進法の誇大表示に抵触する恐れのあるもの
- カ その他法令等に抵触する恐れのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、その他これらに類するものは、おおむね次のとおりとする。

- ア 選挙に関するものや政治性のあるもの
 - (ア) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
 - (イ) 政党等が実施する講演会等の開催を告知するもの
- イ 宗教団体等の宗教活動に関するもの
 - (ア) 宗教団体等の布教推進を主目的とするもの
 - (イ) 寺社や宗教名等を用いて行われる義捐金活動に関するもの
- ウ 個人、団体等の社会問題等について主義主張に関するもの
- エ 個人又は法人の名刺広告及びこれらに類するもの

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反する恐れのあるものとは、次のとおりとする。

- ア いかがわしい表現や乱暴な文言を用いたもの
- イ 社会の法秩序を破壊し、生活の安定を損なうおそれのあるもの
- ウ 個人又は他企業を誹謗し、中傷し、又排斥はするもの
- エ 過激な表現や残酷な描写であるもの

(5) 消費者保護の観点から適切でないものとは、おおむね次のとおりとする。

- ア 将来の利益を誇示したり、元本保証と認識されるような投資信託等の経済行為に関するもの
- イ 医薬品・医薬部外品・化粧品・健康食品などの広告で、許可の範囲を逸脱した効能や効果を表現したり、不当に安全性を強調したりなどするもの
- ウ エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などの施術、役務サービス業のもの
- エ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの
- オ 投機、射幸心をあおったり、内容が虚偽誇大など、過度の宣伝になるもの
- カ 住宅・土地等の物件については、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）による登録がなされていない業者のもの
- キ 探偵事務所、興信所等の調査会社に関するもの
- ク 特定商取引に関する法律で、訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引と規定される業種に関するもの

(広告掲載の申込対象)

第4条 取扱要綱第4条第1号及び第2号に規定する広告掲載の申込対象とは、次のとおり取扱うものとする。

(1) 国、地方公共団体、公社、公益法人その他これに類するものとは、おおむね次のものをいう。

国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、事業団、公営企業、地方公共団体の出資法人、商工会議所、商工会、社団法人、財団法人、社会福祉法人、NPO法人、指定管理者及びこれらに類推するもの

(2) 町内にある町民活動団体とは、おおむね次のものをいう。

町民活動団体とは、町民が自発的かつ自主的に行う営利を目的としない活動を行う団体で、自治会、婦人会、ボランティア団体及びこれらに類推するもの

(補則)

第5条 この訓令に定めるもののほか、広告掲載基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、交付の日から施行する。